

広島県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、江田島市選挙管理委員会から報告があつた。

令和七年四月七日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

| 施設の名称   | 所 在 地             | 指 定 年 月 日  |
|---------|-------------------|------------|
| 大幸交流プラザ | 江田島市江田島町大須一丁目1番6号 | 令和6年10月11日 |